

1 公園施設の設置又は管理に係る使用

区分		単位	金額
公園施設の設置	土地を使用する場合	占用面積1平方メートルにつき1年	土地の固定資産評価額(1平方メートル当たりの額をいう。以下同じ。)に100分の6を乗じて得た額
	建物を使用する場合	占用面積1平方メートルにつき1年	次の算式により算出して得た額 $(A+B \times C/D) \times 100 \text{ 分の } 6.48$ 算式の符号 A 当該建物(公園施設の管理にあつては、当該公園施設。以下同じ。)の固定資産評価額 B 当該建物の敷地の固定資産評価額 C 当該建物の建築面積又はこれに相当する面積 D 当該建物の延面積
公園施設の管理		占用面積1平方メートルにつき1年	

- (備考)1 占用面積が1平方メートル未満であるときは、1平方メートルとし、その面積に1平方メートル未満の端数があるときは、切り上げるものとする。
- 2 使用期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、それぞれ日割りによるものとする。
- 3 売店である公園施設のうち町長が定めるものの設置に係る使用料の額は、町長が別に定める額とする。

2 公園の占用に係る使用

区分		単位	金額
法第7条第1号に掲げる工 作物	電柱、変圧塔そ の他これらに 類するもの	電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号) 第8条に定めるところによる。	
	地下電線その 他地下に設け る線類	長さ1メートルにつき1 年	4円
法第7条第2号に掲げる物 件	外径0.15メー トル未満のも の	長さ1メートルにつき1 年	61円
	外径0.15メー トル以上0.2メ ートル未満の もの		82円
	外径0.2メー トル以上0.4メ ートル未満の もの		160円
	外径0.4メー トル以上1メー トル未満のもの		410円
	外径1メートル 以上のもの		820円
法第7条第3号に掲げる施設		占用面積1平方メー トルにつき1月	1,200円
法第7条第4号に掲げる施 設	郵便差出箱及 び信書便差出	1個につき1年	510円

	箱		
	公衆電話所		1,200 円
法第 7 条第 5 号に掲げる仮設工作物		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	120 円
法第 7 条第 6 号に掲げる仮設工作物	一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	18 円
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	180 円
政令第 12 条第 1 号に掲げる物件		1 本につき 1 年	980 円
政令第 12 条第 2 号及び第 2 号の 3 に掲げる施設		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	土地の固定資産評価額に 1,000 分の 3 を乗じて得た額
政令第 12 条第 3 号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,200 円
政令第 12 条第 4 号から第 6 号までに掲げる施設		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,200 円
政令第 12 条第 7 号に掲げる工事用施設及び同条第 8 号に掲げる工事用材料の置場	一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	18 円
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	180 円
政令第 12 条第 9 号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	120 円

(備考)1 「所在地」とは、占用物件の所在地をいう。ただし、各年度の初日後に占用物件の所在地に変更があった場合は、当該年度の初日における所在地によるものとする。

2 占用物件の長さ又は占用面積が 1 メートル又は 1 平方メートル未満であるときは、それぞれ 1 メートル又は 1 平方メートルとし、その長さ又は面積に 1 メートル又は 1 平方メートル未満の端数があるときは、それぞれ切り上げるものとする。

- 3 使用料の額が年額で定められている占有物件に係る使用期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、それぞれ月割りによるものとする。この場合において、使用期間が1月未満であるときは1月とし、その期間に1月未満の端数があるときは切り上げるものとする。
- 4 使用料の額が月額で定められている占有物件に係る使用期間が1月未満であるときは1月とし、その期間に1月未満の端数があるときは切り上げるものとする。
- 5 使用期間が1月未満である場合における使用料の額は、この表により算定して得た額に1.08を乗じて得た額とする。

3 行為に係る使用

区分		単位	金額
第5条第1項第1号に掲げる行為		1人につき1日	470円
第5条第1項第2号に掲げる行為	写真撮影	1人につき1日	660円
	映画撮影	1日	13,800円
第5条第1項第3号及び第4号に掲げる行為		占有面積1平方メートルにつき1日	4円
広告物を表示し、又は掲出する場合		表示面積1平方メートルにつき1年	広告物が有する価値等を勘案して町長が定める額

(備考)1 占有面積又は表示面積が1平方メートル未満であるときは、1平方メートルとし、それらの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、切り上げるものとする。

2 使用料の額が年額で定められている行為に係る使用期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、それぞれ月割りによるものとする。
この場合において、使用期間が1月未満であるときは1月とし、その期間に1月未満の端数があるときは切り上げるものとする。